３　多文化が息づくまち・京都
～外国籍市民をはじめとするすべての人々が暮らしやすく，活躍できるまちづくりの推進～

⑴　コミュニケーション支援

ア　きめ細かで確実な情報提供・相談事業の充実

近年，新たに市内に定住する外国人の増加に伴い，日本語によるコミュニケーションが困難な人が増えており，日常生活に問題や不安を抱える人もいます。

来日直後で日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民等が，安心・安全に暮らせるまちを実現するためには，多言語による情報提供や相談事業を一層充実させていくことが必要です。

【推進項目】

①　新規転入者に対する情報提供の充実

京都市に転入して間もない外国籍市民等が，必要な情報を得られるよう，転入時の生活オリエンテーションの実施や，転入後に利用することが多い区役所や入国管理局等と連携した情報提供など，新規転入者に対する情報提供を充実させます。

②　相談事業の充実

外国籍市民等の困りごとをより確実，迅速に解決できるよう，京都市国際交流会館の機能強化や，区役所をはじめとする関連機関とのネットワーク構築による，相談体制の充実に努めます。また，これまでから行ってきている法律相談や出入国管理相談をはじめとする専門的な相談・対応体制についても，新たに市内に定住する外国人の増加に伴い，相談内容の多様化・高度化が見込まれることを踏まえ，一層の充実を図ります。

本市施設の活用を図りながら，民間団体との連携による市内の各地域で相談できる機会の拡充や，電話相談の充実など，より便利な相談機会の提供について検討します。

③　行政情報・生活情報の多言語化，情報提供方法の多様化の推進

日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民等が，必要な情報を自身で入手できるよう，これまでから取り組んできた行政情報や生活情報の多言語化や，分かりやすい日本語での説明を一層推進します。

また，必要な情報が外国籍市民等により伝わりやすくなるよう，外国籍市民等が利用しやすいホームページの構築など，多様なメディアの活用や，公共機関や市民団体との連携による効果的な情報提供を行います。

イ　日本語及び日本社会に関する学習の支援

外国籍市民等が，日本においてより円滑に生活を行うためには，日本語でコミュニケーションを図る能力を身に付けることに加え，日本の生活習慣，制度，手続き及び地域社会の在り方等についても理解を深めることが重要です。

外国籍市民等がこうした学習を円滑に進めるためには，日本語教室の開講や義務教育を修了できなかった方の学びの場の確保など，環境の整備や情報提供の充実が必要です。

【推進項目】

①　日本語及び日本社会に関する学習環境の整備

外国籍市民等が市内の幅広い地域で，容易に日本語を学べるよう，民間団体やボランティアに対する支援を拡充するとともに，義務教育を修了できなかった方の学びの場を確保することにより，多様な学習機会の提供を図ります。

また，転入時のオリエンテーションのほか，日本語教室の指導者が授業で活用できるような日本の生活習慣，制度や，手続きに関する情報や資料を提供することによって，外国籍市民等が日本社会に関して学習する機会の拡充及びその支援を行います。

なお，日本語を学習する外国籍市民等のため，分かりやすい日本語表現の使用に努めます。

②　日本語学習等に関する情報提供の充実

外国籍市民等が，日本語等を学習できる場所や学習する方法についての情報をスムーズに入手できるよう，日本語教室のネットワーク化を推進し，効果的な情報提供を行います。

⑵　生活支援

ア　教育・子育て支援の充実

京都市立学校外国人教育方針* を平成４年（１９９２年）に策定し，以降，特に，日本語指導が必要な児童・生徒について，日本語指導と学力向上の支援に取り組んできましたが，新たに市内に定住する外国人は増加しており，そうした取組について一層充実させる必要があります。

また，児童・生徒だけでなく，その保護者についても，言葉や文化の相違から，教育や子育てに関して困難に直面する人がいるため，そうした方々への子育てや就学情報の提供をはじめとする支援についても推進する必要があります。

一方，民族的，文化的アイデンティティの確立や文化の継承を図るため，外国籍市民等が自分の子どもたちに自らの文化や言語を学ばせたいとするニーズは強く，そうした保護者や，民族学校をはじめとする外国人学校に対して，各種学校を所管する京都府や関係団体，ＮＰＯ等と連携し，支援等を行っていく必要があります。

【推進項目】

①　外国籍市民等の児童・生徒に対する教育の在り方の検討

日本国籍取得者を含む外国籍等の児童・生徒の課題に的確に対応するため，京都市立学校外国人教育方針及び補足通知に基づく取組の推進を図りつつ，更なる充実に努めます。

②　日本語指導と学力向上支援の充実

日本語指導が必要な児童・生徒の受入れに関する校内体制づくりや，授業での支援を行うとともに，教職員研修・校内研修の推進に努めます。

また，日本語教室の開講や，日本語指導ボランティアの派遣など，日本語によるコミュニケーションが困難な児童・生徒が日本語をより学びやすい環境整備を促進するとともに，母語を活用した教育支援を推進します。

さらに，日本語の能力が十分でないことにより，学力の習得が困難な場合があるため，ＪＳＬ（Japanese as a second language:第二言語としての日本語）カリキュラム*の活用や補習などによって，学力向上を支援します。

＊**京都市立学校外国人教育方針**：平成４年（1992 年）に，「すべての児童・生徒に，民族や国籍の違いを認め，相互の主体性を尊重し，共に生きる国際協調の精神を養う」ことなどを目標として掲げ，その実現に向けた取組内容や推進体制などを定めた「京都市立学校外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について―」を策定した。

＊**JSL（Japanese as a second language：第二言語としての日本語）カリキュラム**：JSL カリキュラムは，日本語を母語としない子どもたちの学習支援のためのカリキュラムである。日本語の力が不十分なため，学習活動に支障が生じている子どもたちに対して，学習活動に参加するための力の育成を図る。

③　自国の文化や言語を学ぶ教育に対する支援

自国の文化や言語を習得させるため，民族学校に子どもたちを通わせている家庭や，外国語による教育を受けさせるため，インターナショナルスクールに子どもたちを通わせている家庭もあるため，こうした外国人学校に対して，所管する京都府や関係団体，ＮＰＯ等と連携しながら，支援の充実に努めます。

また，市立学校に在籍する児童・生徒が，関心のある国の文化や言語を学ぶ機会の拡大に努めます。

さらに，外国籍市民等の家庭や地域において，それぞれの国の文化や言語を継承する教育が円滑に進むよう，保護者に対する情報提供や学習環境の充実などに努めます。

④　保護者に対する情報提供の充実

教育や子育てに関する情報が保護者に的確に届くよう，就学案内をはじめ教育や子育てに関する多言語による情報提供を充実させるとともに，就学状況の把握に努めます。

また，日本語によるコミュニケーションが困難な保護者や児童・生徒が転校してきた場合に，学校や子育て支援施設とのコミュニケーションが円滑に行われるよう，通訳ボランティアの派遣や「帰国・外国人児童生徒受入れの手引き」の周知・活用など，言葉のサポートの充実をはじめとする受入環境の整備を推進します。

⑤　教育・子育て支援に関する体制及び研修の充実

学校や子育て支援施設などで，外国籍等の児童・生徒やその保護者に対する支援が十分に行われるよう，多文化共生を支援する市民団体などとの連携を図るとともに，教職員研修の推進を図ります。

また，教育関係者や子育て支援に関わる関係者が，外国籍等の子どもや保護者に関してより理解を深めることができるよう，言語や文化などについて学べる研修を充実させるとともに，情報提供の充実や地域の人材の積極的な活用などによって，教育・子育て関係者が学びやすい環境整備を行います。

イ　福祉・保健・医療の充実

京都市の外国籍市民の約６割を占める在日韓国・朝鮮人の方々に加え，中国帰国者の方々の高齢化も進んでいます。また，外国籍市民の中にも障害のある方々がいます。言葉の問題や習慣の違いなどから，必要なサービスを受けることが困難な場合があります。こうした高齢者や障害のある方々が，日本人と同様に安心して福祉施策や介護サービスを利用できるよう，文化や言語の相違に配慮した支援を行うことが必要です。

また，無年金の問題については市独自の給付金* を支給していますが，本来的には国において解決すべき問題であるため，国に対する働きかけを行っていく必要があります。

一方，保健・医療サービスについては，日常生活上不可欠なものであり，日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民等も安心して利用できるよう支援する必要があります。

【推進項目】

①　高齢者や障害のある外国籍市民に対する支援

高齢者や障害のある外国籍市民が円滑に福祉サービスを利用できるよう，高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業* の実施をはじめ，外国人を支援する民間団体に対し，必要な支援を行います。

また，関係団体との連携・協力の下，高齢者施設，障害者施設で働く人をはじめとする福祉施設の職員等に対して多文化共生の理解の促進を図るための取組を行うとともに，福祉施設の利用者や従事者のグローバル化の状況と課題について把握に努めていきます。

さらに，福祉関係者への研修などを通じて，外国人コミュニティや外国人を支援する団体などの関係者・団体のネットワークづくりを担う人材の育成に努めます。

＊高齢者や障害のある外国籍市民に対する市独自の給付金
- **高齢外国籍市民福祉給付金**：昭和 61 年(1986 年)4 月 1 日の基礎年金発足時に既に 60 歳に到達していたことにより，国民年金を受給していない外国籍市民に対して，国が制度化を図るまでの過渡的な措置として，福祉給付金を支給している。
- **外国籍市民重度障害者特別給付金**：国民年金制度の改正が行われた昭和 57 年(1982 年)1 月 1 日前に 20 歳に到達していた等の理由により，障害基礎年金を受給していない重度の障害を有する外国籍市民に対して，その福祉の向上を図ることを目的として，特別給付金を支給している。

＊高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業：高齢又は障害のある外国籍市民が，必要な福祉サービスを利用することができるよう，外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う団体に対して助成を行う事業

②　無年金者に対する支援

昭和 57 年(1982 年)まで国民年金制度に国籍要件が付されていたことによって，老齢福祉年金及び障害基礎年金が支給されていない外国籍市民への年金支給については，他都市とも連携を図りながら国への要望を継続します。

また，高齢者や障害のある外国籍市民に対する市独自の給付金については，国により必要な対策が行われるまでの間，支給するとともに，制度の一層の周知を図ります。

③　医療情報の積極的な提供

外国語が通じる医療機関については，医師会との連携を図りながら，情報の把握と提供に努めます。

また，日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民等が病院や薬局などを訪れた場合でも対応できるよう，多言語による問診表を作成・配布することをはじめ，外国籍市民等が医療サービスを利用しやすい環境整備に努めます。

④　医療通訳派遣事業*などの充実

通訳派遣については，病院だけでなく，各種検診を行っている保健センター，保健センター支所の新生児訪問・乳幼児健診等への派遣をはじめ，医療に関わる公的機関への派遣について推進します。

また，利用者のニーズに応じて，通訳言語の追加など外国籍市民等がより使いやすい事業になるよう検討します。

＊医療通訳派遣事業：外国籍市民等が安心して医療サービスを受け，健康に暮らせるよう，京都市立病院（中京区），医仁会武田総合病院（伏見区），康生会武田病院（下京区），京都桂病院（西京区）を対象に，英語，中国語，韓国・朝鮮語による医療通訳を派遣

ウ　防災対策・危機管理の充実

東日本大震災をきっかけとして，外国籍市民等に対する防災関連情報の確実な提供と，外国籍市民等と地域住民との日頃からの交流の重要性が再認識されました。

外国籍市民等に対し，事前の備えや緊急情報など，防災や感染症などの危機管理事象に関する情報について，様々な手段を用いた確実な提供が重要です。

また，災害時に外国籍市民等と地域住民が互いに助け合える関係をつくるため，日頃からの協力関係の構築をサポートすることや，災害時において外国籍市民等に対し必要な支援が行えるよう，体制の強化に努めることが重要です。

【推進項目】

①　防災・危機管理事象に係る確実な情報提供の充実

広域避難場所・備蓄，感染症予防など事前の備えに関する情報や，地震情報，新型インフルエンザ流行情報など，防災・危機管理事象に関する情報が外国籍市民等に確実に届くよう，大学などの教育機関，外国人コミュニティ，ＮＰＯなどと連携のうえ，新規転入者に対するオリエンテーションやソーシャルメディアでの発信など，様々な手段による情報提供に努めます。

ポケットサイズの「地震・緊急行動時マニュアル」やパンフレット「地震と火事～災害から身をまもるために～」など，多言語による資料を新規転入者に対するオリエンテーションなどを活用して手渡すとともに，ＦM放送＊，ソーシャルメディアの活用，メールマガジン「多言語便利情報」＊の配信による情報の配信など，様々な手段による情報提供に努めます。

また，外国籍市民等が防災に関する知識を身につける機会として，外国籍市民等向けの避難所訓練を実施します。

②　災害に備えた地域における協力関係の構築

外国籍市民等が，地域との結びつきを深め，災害時に地域住民と互いに助け合えるよう，日頃から地域活動や，各地域で行われる防災訓練への積極的な参加促進などを行い，相互の協力関係づくりをサポートします。

＊FM CO.CO.LO.：平成７年（1995 年）に開設したラジオ放送局（76.5MHｚ）。京都市は，在住外国人及び短期滞在外国人を対象に生活情報，イベント情報等を提供しており，災害時における多言語の緊急放送を実施する契約を締結している。

＊**多言語便利情報**：（公財）京都市国際交流協会が，外国人に役立つ情報や災害時の緊急情報等を多言語（日本語，英語，中国語）で発信するメールマガジン

③　災害時の支援体制の強化

災害時に多言語による必要な支援が行えるよう，災害ボランティアなどの体制強化や，市内の多文化共生に関連する機関や外国人コミュニティとの連携による災害時の支援体制を構築します。

また，大規模災害時には，被災地以外の地域からの通訳ボランティアが必要になることから，京都市の枠を超えた広域の応援体制を構築します。

さらに，外国籍市民等の力をいかした防災支援体制の構築に努めます。

エ　留学生に対する支援の充実

留学生は，将来それぞれの国と京都とをつなぐ懸け橋となる存在であり，市民レベルの友好親善・国際交流に大きく貢献する重要な存在です。

このため，本プランにおいて，留学生１万人を目指すこととしており，その実現のためには，(公財)大学コンソーシアム京都や各大学の特色・魅力を海外へ積極的に PR するとともに，留学生やその家族の生活に配慮した受入環境の整備や支援の充実を図ることが必要です。

留学生は，日本の学生や市民との交流や，母国の文化の紹介などに対する意欲を持っています。また，留学生との交流は市民にとっても外国の文化に触れる貴重な機会になるため，交流の機会や，留学生が知識と能力を発揮できる機会を提供していくことが重要です。そのため，こうした機会を創出するとともに，留学生に対する情報発信の充実に努める必要があります。

【推進項目】

①　生活支援の充実

京都で学ぶ留学生が心おきなく勉学や研究に取り組めるよう，大学や京都府など関係機関と連携して，留学生の生活を総合的に支援できる体制を構築し，利用できるサービスについての情報提供や支援の充実を図ります。

留学生の住宅確保を円滑にするため，向島学生センターによる住宅の提供や，多言語による住宅情報を提供するとともに，改良住宅空き住戸の活用や留学生住居の設置を予定している大学に対する市有地の有償提供などにより，行政・大学等が提供する市内の留学生向け住戸を平成２９年度（２０１７年度）までに２，０００戸まで増加する「留学生住宅整備支援プロジェクト」を推進します。また，外国人学校に対する支援による外国人留学生などの子どもたちの教育環境の充実に努めるなど，留学生本人とその家族の生活に配慮した受入環境の整備や支援の充実に取り組みます。

②　市民との交流の促進

留学生が地域住民などと活発に交流し，相互理解を図ることができるよう，地域での行事等への参加を促進するとともに，学校での国際理解教育，青少年施設などでのボランティア体験や京都学生祭典など，様々な活動への留学生による参画を促進します。

地域と留学生との交流事業を支援する「外国人留学生交流等促進補助事業」を充実します。

また，留学生が，本市の文化施設への入場やイベント等への参加を通じて，京都の文化に親しむとともに市民との交流を深める機会を提供する「留学生優待プログラム」（平成２１年度（２００９年度）に開始した際は，対象を大学・短期大学に在籍する留学生としていたが，平成２３年度（２０１１年度）から日本語教育機関，平成２４年度（２０１２年度）から専修学校・各種学校に在籍する留学生にも拡大）について，内容を拡充します。

③　知識と能力の積極的な活用

京都の魅力を世界へ発信する際に，留学生の力をいかすことや，留学生を市内の小中学校に派遣し，母国の文化や生活，遊びなどを紹介する国際理解プログラム「ＰＩＣＮＩＫ」（Program for Inter-Cultural Nexus In Kyoto）の活動を広げることをはじめ，留学生の知識や能力が発揮できる機会を拡大します。

また，卒業後，日本での就職を希望する留学生の就職の機会を広げるため，関西広域での就職支援を充実させます。

併せて，留学生が帰国後，母国と京都を結ぶ懸け橋となるよう，留学生ＯＢ・ＯＧや現役留学生によるネットワークづくりを推進します。

④情報発信の充実

留学生にとって役に立つ情報を一元的に取りまとめたホームページなどの活用により，生活に役立つ情報の提供や，文化施設等への優待入場，文化体験・交流会への参加，さらには就職や社会参加への支援等に関する情報発信に努めます。

留学生優待プログラム

⑶　多文化共生の地域づくり

ア　社会参画の促進

京都に暮らす外国籍市民等の中には，自らの文化や言語の紹介やボランティア活動など，地域での様々な活動に参加する意欲を持った人が多くいます。また，日本人の市民も異なる文化や言語に触れることで，より広い視野と豊かな国際感覚を身に付けることができます。こうしたことから，全ての市民が，共に京都でより生き生きと生活できるよう，外国籍市民等の意欲と能力がいかされる仕組みを作っていくことが重要です。

また，外国籍市民等が暮らしやすく，活躍するまちづくりを進めるためには，市政に外国籍市民等の声を取り入れ，反映させていくことが重要であり，市政参加をより一層進めていくことが必要です。

【推進項目】

①　外国籍市民等が活躍できる機会の提供

外国籍市民等の知識と経験をいかすため，外国籍市民等への支援に係る相談員・通訳者や市民交流に関するコーディネーターなどとしての積極的な登用を図ります。

外国籍市民等の社会参加を促進するとともに，市民が外国の文化や言語に触れ合う機会を提供するため，母国の文化や言語を紹介する外国籍市民等を登録し，市内の学校や民間団体の会合，イベントや研修会等に派遣する「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を拡充します。

留学生を含めた外国籍市民等が，自己の知識と能力をいかして仕事をすることができるよう，就職に関する情報提供をはじめとする支援を行います。

②　地域での交流の促進

外国籍市民等と地域社会との結びつきが一層深められるよう，地域活動への参画を促進します。また，平成２３年（２０１１年）に南区東九条に開設した「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」を拠点とし，外国籍市民等も含めた住民主体の地域交流及び多文化交流を進めます。

③　市政参加の一層の促進

平成２２年度（２０１０年度）に前身の「京都市外国籍市民施策懇話会」*を引き継いだ「京都市多文化施策懇話会」*は，外国籍市民だけでなく，日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚により生まれた子ども，中国帰国者等，多様な文化的背景を持つ市民も含めた課題について議論の対象とすることとしたうえで，平成２４年度（２０１２年度）からは，公募委員の応募に際し，外国籍や外国に関係する文化的背景の有無を問わないこととしました。そのうえで，外国籍市民をはじめとするすべての人々が暮らしやすく活躍できる，地域に根付いた多文化共生のまちづくりを目指した議論を進めており，活動の一層の活性化を図ります。

市政の参考にするため，より多くの外国籍市民の意見を聞くことができるよう，附属機関等の委員に外国籍市民が就任できることの周知に努めるとともに，附属機関等の委員の募集情報についても，外国籍市民が入手しやすくなるよう情報提供に努めます。

永住資格を持つ外国籍市民が，京都市職員採用試験を受験できることや，管理職への登用が可能であること*については，その認識が広がるよう，より積極的に広報します。また，外国籍市民が公務員として従事することが可能な職の範囲については，検討を行います。

外国籍市民の地方参政権については，国会において議論を尽くされるべき問題であることから，京都府や他都市とも連携を図りながら，国の動向を見守っていきます。

京都市多文化施策懇話会

＊**外国籍市民施策懇話会**：「京都市多文化施策懇話会」の前身。京都市国際化推進大綱に基づき，京都市における外国籍市民の市政への参加を推進し，共に生きる社会を構築するため，外国籍市民に関する諸問題について調査・審議し，京都市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として，平成 10 年（1998 年）から設置

＊**京都市多文化施策懇話会**：地域における多文化共生の推進に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審査するために，平成 22 年度（2010 年度）に設置。前身は「京都市外国籍市民施策懇話会」

＊**京都市職員に関する国籍要件について**：消防職を除く全職種について，公権力を行使する業務を行う職（市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務を行う職等）や公の意思の形成への参画に携わる職（ラインの課長級以上の職等）に就くことはできないという任用制限を付したうえで，永住者及び特別永住者の国籍要件を撤廃している。

イ　多文化を尊重する意識啓発・人づくり

外国籍市民等の人権が尊重され，暮らしやすく，活躍できるまちづくりを進めるためには，すべての市民が多文化を尊重する意識を持つことが重要です。

そのためには，外国籍市民等との交流機会を増やしていくことや，市民に対する意識啓発に力を入れ，民族や国籍による差別を許さないまちづくりに取り組むことが必要です。

また，学校をはじめとする教育機関においても，こうした多様な文化を尊重する意識を高める教育を行うことが重要です。

さらに，多文化共生の地域づくりを進めていくためには，市民の中で多文化共生を推進する核となる役割を果たす人材を育成していくことが必要です。

【推進項目】

①　民族や国籍による差別を許さないまちづくり

特定の民族や国籍に対して誹謗中傷する憎悪表現「ヘイトスピーチ」*や，ウェブサイトでの悪質な表現等については，他の自治体，警察及び関係機関・団体と緊密に連携し，法務局への対応要請を行うなど適正に対応するとともに，（公財）京都市国際交流協会をはじめとする関係機関・団体と連携して，外国籍市民等への理解を深める各種イベント・講座の実施や，市民しんぶん・ラジオ・情報誌等，各種の市政広報媒体を活用した人権啓発に関する様々な取組をより一層進めていきます。

また，公正な採用選考や誰もが働きやすい職場づくりを推進し，民族や国籍による差別をなくすために，民間企業の人事・研修担当者等に対する人権研修の実施や啓発冊子の作成・配布等について充実を図ります。

住宅入居差別の解消に向けて，家主や不動産会社への積極的な啓発を行います。

＊ヘイトスピーチ：ある個人や集団を，人種（民族）・国籍・性といった先天的な属性，あるいは民族的文化などの準先天的な属性，あるいは宗教などのように人格との結び付きが密接な特別の属性で分類し，それを有することを理由に，差別・排除の意図を持って，おとしめたり，暴力や誹謗中傷，差別的行為を煽動したりするような言動のこと

②　多文化共生を推進する教育の充実

多文化共生の重要性について，すべての子どもたちに意識付けを図るため，様々な教育活動の場の活用や，外国の文化や習慣等に触れる機会の拡充に努めます。

多文化共生の教育を推進するため，教員採用試験における国際貢献活動経験者（青年海外協力隊などの派遣実績を有する者）特別選考をはじめ，外国語や外国文化に精通した教員や講師の採用に努めます。

民族や国籍の違いを尊重し，それらを理由とした差別や偏見を払拭するとともに，学校で本名（民族名）を名乗ることができる環境づくりを進めます。

児童・生徒の多文化共生の意識を高めるため，民族学校をはじめとする外国人学校と公立学校との交流を一層促進します。

③　多文化共生を推進する人材の育成

外国籍市民等と行政や学校，企業，地域などをつなぎ，多文化共生の地域づくりを推進する人材を育て，活用するとともに，外国人コミュニティや外国人を支援する団体などの関係者・団体のネットワークづくりを担う人材を育成し，活用を図ります。